

井原議員（広志会）

平成 29 年 9 月 22 日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）小中一貫教育の目指すものについて

小学校と中学校では授業の仕方が違う中で、義務教育学校の教員は小・中学校の免許を併有していなければならないが、当分の間は免除されており、この制度は無責任と言うほかない。

また、小中一貫教育のいう名のもとに、市町が学校の統廃合を進めているように思えてならないが、小中一貫教育の目指すものは何なのか伺う。

（答）

小中一貫教育につきましては、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有して、9年間を通じた教育課程を編成した上で、系統的な教育を一層充実させるという必要から、正式に制度化されたものでございます。

本県では、学校の設置者であります市町教育委員会が、それぞれの地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が適切であると判断した場合に、導入されているところでございます。